

都市建設委員会委員長報告書

平成30年10月2日

都市建設委員会に付託されました議案8件につきまして、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第73号、平成29年度流山市水道事業会計決算認定について申し上げます。

本案は、収益的収支では営業収支で1億5,338万8千円、営業外収支で8億3,523万6千円、退職給付引当金の戻入による特別利益と、過年度損益修正損による特別損失などにより、11億2,339万9千円の利益を計上し、資本的収支では、資本的収入額が資本的支出額に不足する額19億7,617万721円が生じたが、この不足額を補填した平成29年度水道事業会計の決算について議会の認定を求めます。

審査の過程における討論として、

1 2点要望し、賛成の立場で討論する。

年間有収水量が、2.51%伸びるなど、引き続き安定した収益を確保できていること。浄水場施設の耐震化の完了をはじめ、拡張工事や排水管の改良を積極的に進めていること。また、災害時に備えた対応として、応急給水所となる小学校の受水槽に給水栓の設置を完了させ、市内の事業者等の協力を得て、応急給水訓練を行うなど、将来的に安心できる事業

を推進していることから、以下を要望し賛成する。

1 流山市は、まだまだ人口増が見込まれ、経営戦略の変更も予定していると確認した。さらに、給水収益は伸びて行くと思われるが、利益を大きくしている給水申込納付金は、いつまでも続くものではない。いずれ人口減少も始まるので、将来にわたり慎重な事業運営をすること。

2 これからもさらに、災害への対応、そして耐震化について努力すること。

2 3点要望し、賛成の立場で討論する。

大口使用者の水道使用料について、一昨年の従量料金の逡増制度の緩和から、さらに進んで料金の低減にまで踏み込んだ。しかしこれは、最善の方策ということではなくて、苦渋の選択という意識を失わないでいただきたい。

大口使用者を地下水ビジネスの側に追いやらないための他の方策、例えば地下水使用の規制や制限などを、市の上下水道局としても真剣に考え、模索していただきたい。もちろんそれは、流山市の水道事業だけの努力で実現できるものではなく、国や県の取り組みが求められるが、国や県に対するその方向での働きかけに市の水道事業者としても、引き続き取り組んでいただきたい。

3 1点要望し、賛成の立場で討論する。

給水人口が予想を超えて伸びたことによって、経営戦略の見直しをせざるを得なくなったことは、非常に喜ばしいことである。

同時に、当局の特別給水契約をはじめとして、ご努力もあ

り、水道事業決算に反映したことは評価する。当市は、給水人口が増える一方、水道事業を取り巻く環境は、一人当たりの給水量は減少していることなど、いずれは大きな課題になる。対策を怠ることなく、今後の水道事業へのご努力をしていただきたい。

4 反対の立場で討論する。

沿線開発に大きくゆがめられかねない中、安全でおいしい水の提供には敬意を表する。しかし、つくばエクスプレス沿線地区はリスクが大変高いことで、上水道企業会計をゆがめてしまう。

がありました。採決の結果、5対1をもって、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第74号、平成29年度流山市下水道事業会計決算認定について申し上げます。

本案は、収益的収支では営業収支で5億6,031万2千円のマイナスとなり、営業外収支で5億5,869万1千円の利益が生じたものの、166万7千円の赤字決算となり、資本的収支では、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億8,738万928円が生じたが、この不足額を補填した平成29年度下水道事業会計の決算について議会の認定を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 3点要望し、賛成の立場で討論する。

下水道事業は計画に基づき、東深井地区・向小金地区などの污水管整備を積極的に進め、下水道普及率約87%とした。

また、雨水管整備も向小金地域や大堀川 1 号雨水幹線整備事業を進め、向小金地区、東初石・美田地区の浸水対策を図っている。普及率の向上は、下水道使用料の増加にも結びついていることから、以下を要望し賛成する。

- 1 引き続き、計画に基づき下水道整備を執行すること。
- 2 現在、困難な経営となっていることを早期に解消できるように努力すること。
- 3 浸水対策後、浸水があるかの現場確認をすること。

2 2点要望し、賛成の立場で討論する。

近年、市民の安全を脅かす重大要因となってしまった記録的大雨に対するソフト的対応などに、上下水道事業者として、市の他の部局に対する積極的な提言や働きかけなども行っていただきたい。

また、費用の面も考慮しなければならないとは言え、ハード面での備えも十分でないのは明らかで、下水貯水池の例も紹介されたように、それらの点でも積極的な問題提起と取り組みを行っていただきたい。

3 反対の立場で討論する。

平成 29 年度の決算上大きな柱の一つが、下水道経営戦略の策定に取り組んだことだが、小中学校新設の発表があったにもかかわらず、経営戦略を見直しせず発表した。これは、下水道会計にとって大きな投資になり、さらなる厳しい経営となることが予想される。その懸念が今後の下水道経営の大きな負の要因にならないよう申し上げる。

がありました。採決の結果、5 対 1 をもって、原案のとおり

認定すべきものと決定しました。

次に、議案第71号、平成30年度流山市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、資本的収入において、工事請負費の補正増に伴う工事負担金の補正増や、おおたかの森浄水場の換地処分に伴う土地譲渡契約の面積変更の清算金の補正増を行うもので、既決予定額に6,405万2千円を増額し、予算総額を3億7,769万8千円とするものです。

また、資本的支出については、主要配水管及び老朽管の改良工事費の補正減や、配水管拡張工事に伴う工事費の補正増を行うもので、既決予定額に1億5,013万3千円を減額し、総額を27億3,640万6千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第78号、損害賠償の額の決定について申し上げます。

本案は、水道配水管から分岐した給水管が老朽化によって破損し、当該破損部分からの漏水が起こした水道水の圧力により、水と地盤内の砂が噴出し、京和ガス株式会社の布設したガスを破損したことについて、損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものです。

審査の過程における討論として、

- 1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

体制を強化して市民の安心安全のため、最大限再発防止に

努めていただきたい。

がありました。採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第72号、平成29年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本案は、西平井・鱈ヶ崎地区及び鱈ヶ崎・思井地区において、盛土造成工事、道路築造工事等を実施し、事業の推進を図った結果、歳入総額は2億6,633万6千円に対し、歳出総額は1億2,252万8千円となり、さらに繰越明許費等における翌年度の繰り越し財源として4億5,035万8千円を差し引いた9,345万円の実質収支を平成30年度へ繰り越した平成29年度土地区画整理事業特別会計の決算について議会の認定を求めるものです。

審査の過程における討論として、

1 2点要望し、賛成の立場で討論する。

西平井・鱈ヶ崎地区では工事が完了し、保留地販売も円滑に行われ、将来の換地処分に向けて、事業が順調に進んでいる。また、鱈ヶ崎・思井地区では、三本松陸橋工事が完成し、地区全域で工事が進められており、事業も終盤に入っていることは評価できる。

以下、2点を要望する。

1 今後も、計画的に事業を推進されること。なお、工事の安全、工事を執行される方の健康管理にも十分配慮していただきたい。

2 仮住まいの方への進捗の説明や不安解消のため、対応

すること。

2 2点要望し、賛成の立場で討論する。

平成29年度の進捗率を見ると、西平井・鱒ヶ崎地区は面積ベースで99%と順調だが、一方で鱒ヶ崎・思井地区は63%である。これまで以上に整備促進に努めていただきたい。地権者の方々も地域を利用するの方々も、交通の便など一刻も早い完成を望んでいる。

流山市の貴重な歴史的文化的文化財である三本松古墳が姿を消した。この区画整理事業には大きな犠牲が払われていることを忘れることなく、事業がこれ以上遅れないことを要望する。

3 反対の立場で討論する。

地権者のご協力や職員の奮闘には敬意を表すが、駅もなく鉄道も地下を走っている地域で、そもそも区画整理は必要だったのか。また、市施行でやるべきだったのか。

30億円以上の赤字補填に市民の理解は得られたと思っているのか。事業にかかわる責任が明確にされないまま現時点を迎えており、大規模開発の是非が問われている。

がありました。採決の結果、5対1をもって、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第70号、平成30年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、平成29年度決算の確定に伴い、歳入予算を補正するもので、前年度繰越金の増額分を一般会計繰入金金の減額により調整するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一

致をもって、可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第75号、流山市広告物条例の制定について及び議案第76号、流山市景観条例の一部を改正する条例の制定については関連がありますことから一括して審査しました。

議案第75号流山市広告物条例の制定については、屋外広告物等及び特定屋内広告物について、流山市景観条例及び流山市景観計画により一体的に規制することにより、良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止するものです。

また、議案第76号流山市景観条例の一部を改正する条例の制定については、流山市広告物条例の制定に伴い、同条例で定める屋外広告物等に係る許可申請及び特定屋内広告物に係る届出を事前協議の対象とすることにより、屋外広告物等及び特定屋内広告物について、流山市景観条例及び流山市景観計画で定める規制を適用し、もって、本市における良好な景観の形成を図るものです。

審査の過程における討論として、

1 2点要望し、賛成の立場で討論する。

良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止する目的であると、詳細について適正であると質疑により確認できた。

メディアでは、住宅を購入してまで住みたい街として、流山市が紹介された。それは、事業者の方々に理解していただいた結果であろうと思う。

流山市は土地区画整理事業が進行中で、開発や産業振興のバランスを地道にとってきた歴史があり、本広告物条例は、これまでの実績を確実にするものだろうと思う。

若い方々に選んでいただける街にし、それが、街の活気につながり、事業者の方々のメリットになる消費者の拡大につながるだろうと思い、本市の景観を一步踏み込んで守っていくことは大きな決断になると思う。

条例の主旨を、引き続き市民や事業者の方々へ十分説明すること、また、表彰制度などを設け、ご協力いただいた事業者の方々に対して、十分なメリットがあるような仕組みを確実に実施することを要望する。

2 2点要望し、賛成の立場で討論する。

パブリックコメントにおける多くの指摘に対して、市当局は「規則で対応する」との答えを示している。ということは、条例の条文自体には際だって不合理な点は見いだせないとしても、規則が定める基準によって、この条例が良好な景観の形成に役立つかそうでないか、市民や事業者などにとって不合理で対応困難なものとなるかならないかの分かれ目になる。規則に基づく規制基準については、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止の要請とともに、市民や事業者の要望もしっかりと聞いて、策定していただきたい。

また、広告物条例の歴史を見れば、それが市民や働く人々の政治活動、労働運動などの規制に猛威を振るった事例もある。条例をめぐる審査の中で、当局の答弁で、数年前に流山市の中で議論になった煙突広告の問題について、「それは難し

い」と答弁をされたことには、驚き、がっかりさせられた。こうした問題点をしっかりクリアした形での条例となることを強く求める。

3 賛成の立場で討論する。

質疑の中でも伝えたように、広告物条例で一番影響を受けるのは、流山市内の商工業を担う方々で、死活問題にもかかわってくる。

規制をかけるということは、市内商工業の方々への十分な説明、そして、十分なお理解が何より必要である。市当局には、ぜひとも、民間の方々は、市内商工業の発展を共に支えあう存在であることを改めて認識していただきたい。いずれ、この条例が両者ともに制定をよかったと実感する日を期待する。

4 1点指摘し、反対の立場で討論する。

景観条例が出た時に、わが党は利根運河や流山本町をなぜ加えないのかと、修正案を提出した経緯がある。

景観や一つの広告物とは言え、広く市民感情や願いを壊すようなやり方には大きな問題があると考えます。十分な議論をせずに一つの方向で枠をはめることは慎重でなければならないと思う。ましてや、市の施策と矛盾をきたすようなことがあれば、やはり慎重審議は欠かせないと思う。それをしないで拙速な賛否を取るようなことには反対である。

がありました。

なお、本審査の過程におきまして、継続審査の申し出がありました。採決の結果、継続審査の申し出については

2 対 4 をもって否決されましたことを申し添えます。

採決の結果、議案第 7 5 号及び議案第 7 6 号については、
両案とも 5 対 1 をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、都市建設委員会の委員長報告を終わります。